

「大阪府国民健康保険運営方針」の一部改定に係る市町村意見に対する大阪府の考え方

資料 3

令和 7 年11月

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	修正案または意見	大阪府の考え
1	大阪市	子ども・子育て支援金制度は、こどもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える仕組みとして、医療保険料とあわせて拠出するものであるが、拠出にあたっては、医療・介護の歳出改革等と質上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じない（社会保障負担率を上昇させない）こととされている。 なお、歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）に沿って、令和10年度までの各年度の予算編成過程において具体的な内容を検討・決定していくこととされている。 また、歳出改革の検討・実施に当たっては、医療・介護サービスなどにおいて必要な保障が欠けることのないよう、見直しによって生じる影響を考慮しながら、国において丁寧に検討を進めることとされている。 大阪府としても、国の検討状況を注視するとともに、国に対し、支援金制度の導入による実質的な負担が生じていないか、客観的・継続的な検証と十分な情報公開を行うよう要請いただきたい。	○ 今回の市町村法定意見聴取は、国民健康保険制度に新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に関する賦課方式等を国民健康保険運営方針に規定するために必要となる事項を対象として実施したものです。 ○ そのため、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金分」の拠出を求める制度の創設による、国民健康保険制度への影響等に対するご意見については、法定意見聴取の対象外となります。 ○ なお、子ども・子育て支援金制度の導入に伴う影響等については、市町村との情報共有等の連携を図りつつ、国の動向を注視してまいります。
2	豊中市	子ども・子育て支援金制度については、少子化対策の抜本的強化にあたり、その財源を医療保険の保険料と合わせて全世代から拠出を求める方式となったが、医療保険料と区分された仕組みであるにもかかわらず、被保険者からは医療保険料の増加と認識される恐れがあることから、運営方針に同制度の意義を記載するとともに、18歳未満の均等割を賦課しない措置及び二方式採用の要旨についてもあわせて説明を記載していただきたい。 子ども・子育て支援納付金の徴収について、令和8年度の保険料賦課決定通知の後、被保険者からの問い合わせが急増すると考えられることから、同制度に係る事前の周知・広報の取組みや問い合わせに関するコールセンターの設置など、市町村の負担軽減に努めるよう国に要望いただきたい。 子ども・子育て支援金制度については、軽減した子どもに係る均等割額を18歳以上の被保険者で負担するものであることから、結果として、子育て世帯も負担は生じることとなる。 本制度が少子化対策に係るものであることに鑑みて、子育て世帯の負担の増加には最大限配慮すべきであり、被保険者間の負担の公平性が損なわれない範囲において子育て世帯に対する保険料負担の軽減策が講じられるよう、国に働きかけていただきたい。	○ 今回の市町村法定意見聴取は、国民健康保険制度に新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に関する賦課方式等を国民健康保険運営方針に規定するために必要となる事項を対象として実施したものです。 ○ そのため、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金分」の拠出を求める制度の創設による、国民健康保険制度への影響等に対するご意見については、法定意見聴取の対象外となります。 ○ 大阪府国民健康保険運営方針に子ども・子育て支援金の意義や18歳未満の均等割を賦課しない措置及び二方式採用の要旨等の記載を求めるご意見に対しては、国民健康保険運営方針は、国民健康保険の運営に関する都道府県内の統一的な方針として、国民健康保険法に基づき策定するものとなるため、ご意見として承ります。 ○ なお、子ども・子育て支援制度にかかる十分な財政措置及び周知広報については、引き続き、国へ要望していくとともに、広域的かつ計画的な広報活動として、府と市町村が連携した共同広報を活用して取り組んでまいります。
3	吹田市	子ども・子育て支援金制度の制度設計にあたっては、今後の国保制度の維持に支障がないよう十分に配慮するとともに、支援金による負担相当分の財政支援を行うよう、国に働きかけられたい。 また、国の責任において被保険者への周知を実施し、制度の開始に向けて、市町村における条例・規則等の改正手続きやシステム改修等が円滑に行えるよう速やかに情報提供を行うとともに、その準備期間を十分に確保するよう国に働きかけられたい。	○ 今回の市町村法定意見聴取は、国民健康保険制度に新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に関する賦課方式等を国民健康保険運営方針に規定するために必要となる事項を対象として実施したものです。 ○ そのため、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金分」の拠出を求める制度の創設による、国民健康保険制度への影響等に対するご意見については、法定意見聴取の対象外となります。 ○ なお、子ども・子育て支援制度にかかる十分な財政措置、制度の周知広報及び情報提供については、引き続き、国に対し働きかけてまいります。

「大阪府国民健康保険運営方針」の一部改定に係る市町村意見に対する大阪府の考え方

資料 3

令和 7 年11月

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	修正案または意見	大阪府の考え
4	高槻市	「子ども・子育て支援金制度」に係る改定については、法改正に対応するために必要な措置であるが、被保険者に新たな負担を求めることから、昨今の物価高騰の状況や低所得者が多いという国民健康保険の構造的な課題を踏まえ、被保険者の負担増加を抑制する必要があるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求めること。あわせて、大阪府において特段の財政措置を講じるとともに、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、被保険者の負担軽減を実現するため、大阪府の指導の下、保健事業、収納対策、保険者努力支援制度交付金獲得等の取組をより一層推進すること。 また、本制度を円滑に実施するため、国の責任において被保険者への周知を実施するよう働きかけるとともに、大阪府において、府内被保険者に対する丁寧な周知、広報を行っていただきたい。	○ 今回の市町村法定意見聴取は、国民健康保険制度に新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に関する賦課方式等を国民健康保険運営方針に規定するために必要となる事項を対象として実施したものです。 ○ そのため、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金分」の拠出を求める制度の創設による、国民健康保険制度への影響等に対するご意見については、法定意見聴取の対象外となります。 ○ なお、子ども・子育て支援制度にかかる財政支援については制度を所管する国の責任において一元的に担うことが基本であると考え、大阪府として独自の財政措置を行うことは考えていません。子ども・子育て支援金制度にかかる十分な財政措置については、引き続き、国に対し働きかけていくとともに、さらなる公費の獲得をめざして、保険者努力支援制度における評価点獲得に向けた取組を進めてまいります。また、子ども・子育て支援制度にかかる周知広報については、広域的かつ計画的な広報活動として、府と市町村が連携した共同広報を活用して取り組んでいきます。
5	枚方市	国制度改正に伴い創設される子ども子育て支援納付金の賦課に関しては、新たな住民負担を求めるものであるため、住民に対して制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、新たな負担についての十分な理解を求めることが重要である。令和8年度の本算定賦課を迎えるにあたっては、広報共同事業の実施を含め大阪府と市町村が連携した、これまで以上に効果的な広報周知がなされるよう、大阪府としてリーダーシップを発揮されたい。 また、子ども・子育て支援金分を含めた令和8年度の市町村標準保険料率の算定を行うにあたっては、被保険者に過度な負担増とならないよう、広域化調整会議等における府内市町村の意見を踏まえた十分な議論を行い進めること。	○ 今回の市町村法定意見聴取は、国民健康保険制度に新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に関する賦課方式等を国民健康保険運営方針に規定するために必要となる事項を対象として実施したものです。 ○ そのため、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金分」の拠出を求める制度の創設による、国民健康保険制度への影響等に対するご意見については、法定意見聴取の対象外となります。 ○ なお、子ども・子育て支援制度にかかる周知広報については、広域的かつ計画的な広報活動として府と市町村が連携した共同広報を活用して取り組んでいくとともに、統一保険料の算定にあたっては、広域化調整会議等における市町村との協議により進めてまいります。
6	羽曳野市	1. 制度周知・広報について 子ども・子育て支援金は医療保険制度において賦課・徴収されることになったが、医療保険からの直接の給付はない。国では、高齢者や子育て中でない方も実効性のある少子化対策として、経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続性を高めることは意義がある」など説明をしているが、保険料を納める被保険者に理解されるのか懸念があるため、国が主体となり丁寧な周知広報を行う事を国に働きかけるとともに、財政運営の主体である大阪府においても積極的な広報に努められたい。 2. 保険料収納率について 国民健康保険料は少子高齢化や医療費の伸びによりその負担が大きくなっており、物価高も影響し収納率が伸び悩んでいる状況にある。この中で子ども・子育て支援金が増加するとその負担感はますます大きくなり収納率に影響を及ぼす可能性が非常に高いと考える。保険料徴収は市町村で行っているが保険料は国民健康保険運営に欠かせない財源であることから、府下収納率維持・向上については、大阪府がリーダーシップを発揮し効果のある収納対策を市町村とともに実施されたい。	○ 今回の市町村法定意見聴取は、国民健康保険制度に新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に関する賦課方式等を国民健康保険運営方針に規定するために必要となる事項を対象として実施したものです。 ○ そのため、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金分」の拠出を求める制度の創設による、国民健康保険制度への影響等に対するご意見については、法定意見聴取の対象外となります。 ○ なお、子ども・子育て支援制度にかかる周知広報については、広域的かつ計画的な広報活動として、府と市町村が連携した共同広報を活用して取り組んでいくとともに、収納率の向上に向けても市町村と連携して取り組んでまいります。

「大阪府国民健康保険運営方針」の一部改定に係る市町村意見に対する大阪府の考え方

資料3

令和7年11月

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	修正案または意見	大阪府の考え
7	摂津市	子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、被保険者全体としての保険料負担は増えることから、国に対して財政支援を求めるとともに、被保険者の制度理解が得られるよう、その使途が明確かつ透明に示されるよう働きかけられたい。	○ 今回の市町村法定意見聴取は、国民健康保険制度に新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に関する賦課方式等を国民健康保険運営方針に規定するために必要となる事項を対象として実施したものです。 ○ そのため、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金分」の拠出を求める制度の創設による、国民健康保険制度への影響等に対するご意見については、法定意見聴取の対象外となります。 ○ なお、子ども・子育て支援制度にかかる十分な財政措置及び制度の周知広報については、引き続き、国に対し働きかけてまいります。
8	泉南市	保険料の府下統一、及び独自減免の廃止により、保険料の負担が増加してきたところに加えて、昨今の物価高騰の状況や低所得者の比率が高いという国保特有の事情により保険料の負担増となり、さらに子ども・子育て支援金制度による負担増を踏まえると、今後の保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを検討していただきたい。	○ 今回の市町村法定意見聴取は、国民健康保険制度に新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に関する賦課方式等を国民健康保険運営方針に規定するために必要となる事項を対象として実施したものです。 ○ そのため、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金分」の拠出を求める制度の創設による、国民健康保険制度への影響等に対するご意見については、法定意見聴取の対象外となります。 ○ なお、子ども・子育て支援制度にかかる財政支援については制度を所管する国の責任において一元的に担うことが基本であると考え、大阪府として独自の財政措置を行うことは考えていません。子ども・子育て支援金制度にかかる十分な財政措置については、引き続き、国に対し働きかけてまいります。
9	太子町	子ども・子育て支援金制度は、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう努めていただきたい。	○ 今回の市町村法定意見聴取は、国民健康保険制度に新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に関する賦課方式等を国民健康保険運営方針に規定するために必要となる事項を対象として実施したものです。 ○ そのため、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金分」の拠出を求める制度の創設による、国民健康保険制度への影響等に対するご意見については、法定意見聴取の対象外となります。 ○ なお、子ども・子育て支援制度にかかる十分な財政措置については、引き続き、国に対し働きかけてまいります。
10	大阪狭山市	子ども・子育て支援金制度の開始にあたり、市町村における条例改正が円滑に行えるよう、速やかに必要な情報提供を行うと共に、国の責任において被保険者への制度周知を徹底するよう、国に対し働きかけられたい。	○ 今回の市町村法定意見聴取は、国民健康保険制度に新たに追加される子ども・子育て支援納付金分に関する賦課方式等を国民健康保険運営方針に規定するために必要となる事項を対象として実施したものです。 ○ そのため、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援納付金分」の拠出を求める制度の創設による、国民健康保険制度への影響等に対するご意見については、法定意見聴取の対象外となります。 ○ なお、子ども・子育て支援制度にかかる情報提供及び周知広報については、引き続き、国に対し働きかけてまいります。